

令和3年度 第4回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年7月9日（金） 午後2時30分			
場 所	J A鳥取中央赤碕支所 大会議室			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第16号 非農地証明申請について 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について 議案第18号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて			
報告事項	多目的ホールが豪雨災害避難所となったため、会場をJ A鳥取中央赤碕支所大会議室に変更して開催			

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和3年度 第4回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
<p>全員 議長 事務局</p>	<p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第4回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、10番 丸山委員、12番 前田委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号17番 農地の所在 大字八幡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,024㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、同一世帯で暮らす親子の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、同一世帯で暮らす親子間で生前贈与することになり申請をされたもので、農地取得後もこれまでと同様に家族で耕作される予定となっていますので、農地の効率的利用が図られるものと判断します。</p> <p>申請番号18番 農地の所在 大字森藤[REDACTED]、登記簿地目田、現況地目 畑、面積1,156㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は芝を耕作される予定となっています。</p> <p>売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは約[REDACTED]円になります。</p> <p>申請番号19番 農地の所在 大字勝田[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積495㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定となっています。</p> <p>申請番号20番 農地の所在 大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積261㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p>

<p>議長</p>	<p>本案件は、譲渡人と譲受人の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は果樹を植栽される予定となっています。</p> <p>売買価格は1筆全体で■■■■■円、10aあたりでは約■■■■■円になります。</p> <p>以上の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページから5ページをご覧ください。議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号9番 農地の所在 大字金屋■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積676㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は1,628㎡になります。貸主は琴浦町内の個人と琴浦町外の個人、借主は琴浦町外に本店を置く風力発電事業者です。権利の区分は賃貸借権、転用事業の概要については、風力発電所施設の解体撤去に伴う工事用仮設ヤード設置のための一時転用となります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。なお申請地は農用地区域内に位置しています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。転用事業者は琴浦町川東地区に設置済みの風力発電機13基のうち、令和2年1月8日以来事故によって稼働していない金屋地内の4号機のタワー（塔のような高い建物）とナセル（タワーの上にある発電機などを収納する部分）を取り外し、解体撤去することとなりました。この解体撤去作業には550t、120t、70tのクレーンを使用されるため、クレーンの作業ヤード及び取り外したタワーとナセルの仮置き場が必要となることから、今回の転用申請に至ったものになります。</p> <p>一時転用の期間は許可日から5ヶ月間を予定されていて、今年中には申請地を復元した上で貸主2名に申請地を返還し、全ての事業が完了する見込みとなっています。</p> <p>敷地の仮設造成については、現状の畑地を保護するために敷設したビ</p>

ビニールシート上に10～20cm程度の厚みで砂を広げ、その上から敷き鉄板を設置して作業ヤードを整備する計画となっています。解体撤去作業の完了後については、敷設したビニールシート及び敷き鉄板を順次撤去していき、申請地を原型復旧する予定だということです。

資金調達については、工事費の合計[]円全額を自己資金で調達する計画となっています。なお、申請地の借地料は別途となっているということですが、残高証明で確認をした転用事業者の資力は約[]円ありますので、問題はないものと判断しています。

被害防除計画について説明します。先程も説明をしましたように、畑地保護のための対策を計画されていますし、粉塵の飛散防止及び外部からの侵入防止のために、火気を使用する場所の周囲については防災シートで、それ以外の場所についてはメッシュシートで囲う計画となっています。また吊り下ろしたナセル、ハブ（羽根の付け根の本体連結部分）、タワーは確実に固定をして転倒防止の処置を行うことになっています。

雨水については、北側にある既存の道路側溝に自然流下で放流して処理する計画となっていますし、汚水が発生するといったことはありません。なお一時転用の期間中に、近隣農地に泥水流出による被害が発生する恐れがある場合には、枕土嚢または仮排水路を設置して発生した泥水を誘導し、排水処理を行う予定だということです。

4ページの説明図をご覧ください。申請地東側に隣接している雑種地[]を、クレーン等の大型車両が通行するための工事中道路として、申請地と一体的に事業に利用する目的で確保されるということですので、近隣農地への通作に支障を及ぼすということはないものと思われま

す。土地改良区からの意見については、申請地には土地改良事業の施工によって畑地かんがいの管が埋設してあるため、注意して工事を行うようにとの条件を付された、令和3年6月18日付の同意書が添付されています。

他法令の許認可については、農用地区域内農地の一時転用事業が、農振法で規定された農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れの有無について、町から支障無しとの意見書が令和3年6月29日付で提出されています。

農地区分の決定根拠について説明します。本案件の申請地はいずれも、町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地であることから、「農用地区域内農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「一時転用」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われま

す。以上です。
現地確認の報告をお願いします。

議長

潮委員	<p>7月6日に河上委員、毎田補佐の3名で現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたように、本申請は故障中の風力発電施設の解体撤去に伴う一時的な転用で、被害防除対策も講じられていますので転用はやむを得ないと感じました。</p>
議長	<p>ただし巨大な施設の解体撤去工事となるため、転用事業者の方には被害防除対策の徹底と、工事用車両が周辺農地の営農の妨げとならないように配慮していただき、工事完了後には耕作の再開に支障のないように原状復帰をしてもらいたいと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第16号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>6ページから12ページをご覧ください。議案第16号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字野井倉 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積4.89㎡、判定地目 山林原野。利用状況については、「本件土地は傾斜地であり、20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化している。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していますし、20年以上に渡り耕作されていなかったために農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。</p> <p>申請番号2番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積491㎡、判定地目 山林原野。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は971㎡になります。利用状況についてはいずれも、「本件土地は25年以上前から耕作しておらず、現在は雑木林化している。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p>

<p>議長 潮委員</p>	<p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していますし、20年以上に渡り耕作されていなかったために農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>7月6日に河上委員、毎田補佐の3名で現地確認を行いました。</p> <p>申請番号1番について報告します。申請地は、野井倉集落近くに位置する斜面の一部となっている小面積の土地で、東側には農地が隣接していましたが、非農地と判断をしたとしても周辺の営農に影響が出るといったことは無いように感じました。また事務局の説明にもありましたように、20年以上前から農地として耕作されたことがないということですし、農用地区域外に位置しているということから非農地と判断しても問題はないと考えます。</p> <p>申請番号2番について報告します。申請地は、特別養護老人ホームと山陰道との中間付近に位置している土地で、雑草が生茂っていて一部は雑木林のようになり、東側の町道からの通作路が途中で無くなっているといった状態でした。事務局の説明にもありましたように、20年以上前から農地として耕作及び管理がされていないということですし、農用地区域外に位置しているということから非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第17号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の前田委員は退席をお願いします。</p> <p>(前田委員の退席を確認)</p> <p>議案第17号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページをご覧ください。議案第17号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別</p>

は賃貸借権設定になります。

申請番号365番 農地の所在 大字金屋[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,773㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和3年7月12日、終期は令和8年7月11日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。

申請番号366番から28ページの申請番号392番までの、外27件についてはご覧のとおりです。

なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、28ページの申請番号391番と申請番号392番の2件となっています。

29ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号393番 農地の所在 大字尾張[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積729㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和3年7月12日、終期は令和13年7月11日、期間は10年間で新規、内容は水稻となっています。

申請番号394番から32ページの申請番号400番までの、外7件についてはご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

33ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。

申請番号3番 農地の所在 大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積236㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年7月31日となっています。

申請番号4番 農地の所在 大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,295㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10aあたりでは[REDACTED]円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年7月31日となっています。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(三浦委員より挙手あり)

5月総会の時にも質問をしたと思いますが、中間管理事業での利用権設定の耕作者を議案に記載することは出来ないのでしょうか。

議長

三浦委員

事務局	<p>三浦委員からの質問を受け、近隣市町村の農業委員会に問い合わせてみましたが、農用地利用集積計画の議案に中間管理事業の配分先となる耕作者の氏名を公表している委員会が無かったため、掲載することを見送らせていただきました。</p> <p>また別の理由として、耕作者の氏名を掲載することになった場合には総会での退席の対象となってしまうため、万が一の可能性として農業委員の過半数を割り込んでしまう恐れがあるということから、ご理解をいただきたいと思います。</p>
三浦委員	<p>この先、耕作者が分からないことで何か困ることが出てきたり、問題が起こったりするかもしれませんので、公表を検討していただきたいと考えています。</p>
事務局	<p>分かりました。担い手育成機構に問い合わせをするなどして、再度検討してみたいと思います。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(前田委員の復帰を確認)</p>
事務局	<p>続きまして議案第18号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて 事務局の説明をお願いします。</p> <p>別冊の議案書をご覧ください。議案第18号 琴浦町の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対し意見を求めることについて 琴浦町の農業の振興に関する計画にかかる農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号に基づく検証について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>本議案につきましては、農林水産課から提案理由等についての説明をお願いしたいと思います。</p>
農林水産課	<p>別冊の議案書の2ページをご覧ください。琴浦町長から琴浦町農業委員長あてに令和3年6月24日付で、「琴浦町の農業振興に関する計画の検証結果について」という依頼文を提出しています。</p> <p>これは農業振興地域整備に関する法律施行規則の規定に基づき、琴浦町の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画において定期的な検証を行うこととしているもので、琴浦町農業委員会の意見を令和3年7月20日までに回答いただき、同月中に公表することになっています。</p> <p>検証結果について要点のみを説明していきますので、3ページの「3. 対象施設及び検証内容等について」の表をご覧ください。検証の対象と</p>

	<p>しては、アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」、イの「施設の整備状況」の2点となっています。</p> <p>アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」については、面積を「目標700a（R4年度）に対して現状262a」、検証結果を「目標面積に向けて、計画的に加工用ぶどうの作付けを行っている。」、目標達成の状況を「一部達成37%」としています。</p> <p>農地の詳細については4ページの説明図に掲載していますので、そちらをご覧ください。説明図にありますように、農地は大きく分けて金屋と法万の2地区に全部で5箇所あり、法万の農地については建設予定の施設周辺農地ということになります。現在これらの農地で加工用ぶどうの作付けをされていて、その合計面積が262aとなっています。</p> <p>イの「施設の整備状況」については、面積を「目標100%（R4年度）に対して現状0%」、検証結果を「施設建設の開始予定時期を令和3年1月としていたが、コロナ禍の影響によりスケジュールがずれこんでいる。」、目標達成状況を「整備状況0%」としています。以上です。</p> <p>農業委員会の意見について説明しますので、議案の5ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>アの「町内における加工用ぶどうの作付面積」に対する意見については、「琴浦町の検証結果について異議はなく、計画通り進められている」としています。</p> <p>イの「施設の整備状況」に対する意見については、「施設の建設が行われてないため、該当なし」としています。</p>
議長	<p>以上のことにつきまして、委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>農林水産課及び事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
三浦委員	<p>（三浦委員より挙手あり）</p> <p>加工用ぶどうの作付け面積の目標が700aということで、かなり大きな面積となっていますが、ぶどうの栽培は事業者の方がされるのでしょうか、それとも耕作者が町外から新規に入って来られたり、町内のぶどう農家の方などに委託をされたりするのでしょうか。</p>
農林水産課	<p>定期的に行っている協議の中では、基本的には事業者自身が栽培を拡大して行く計画だということを伺っていますし、加工用ブドウを生産したいという意見が、周辺農業者の方の中から出ているということも把握していますが、現時点では具体的なことは何も決まっています。</p>
三浦委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>（質問等無し）</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p>

<p>潮委員 議長</p> <p>石賀英男委員 議長</p>	<p>(挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり回答することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。7月6日に行われた農家相談日の報告を潮委員にお願いします。</p> <p>(農家相談1件報告) 続きまして、農地利用状況調査出発式についての報告を石賀英男農地委員会長にお願いします。</p> <p>(農地利用状況調査出発式について報告) こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度第4回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
--	--